

「小諸市制施行 70 周年記念式典」開催業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

小諸市制施行 70 周年を祝うため、令和 6 年 11 月 16 日（土）に「小諸市制施行 70 周年記念式典」（以下「記念式典」）を実施します。

この要領は、記念式典開催業務実施者（以下「実施者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

2 業務名

「小諸市制施行 70 周年記念式典開催業務」

3 業務内容

業務の内容は以下のとおりです。

- （１）記念式典の開催に係る業務一式（案内状の送付、式典会場の設営、受付業務、駐車場案内、案内看板の作成・設置、横断幕・のぼり旗の製作設置、記念映像の制作、式典の司会進行、アトラクションの実施、レセプションの開催、配布物（式典次第、リーフレット）・記念品作成等）
- （２）その他、記念式典開催に伴う必要な業務

4 業務期間

契約日から令和 6 年 11 月 30 日まで

5 業務実施予定上限額

1,200,000 円（税込）

6 業務実施候補者の選定方法

本業務の候補者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とします。

業務の実施を希望する方は、公募型プロポーザル参加申込書により申し込みください。

参加申請書の提出が多数となった場合は、書類審査による一次選考を実施します。

参加申込書の申込者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた計画・実施能力を有すると認められる者を業務実施候補者（以下「実施候補者」という。）とします。

公募型プロポーザル参加に係る諸費用は、すべて参加者の負担になります。

7 公募型プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- （１）類似する行事、イベント等の開催実績があること。また、記念映像の企画・制作の実績があること。

- (2) 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
- (3) 都道府県税・市町村民税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立が成されている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

8 質問書の受付・回答

本公募要領及び仕様書の内容等に関する質疑については、別紙（様式第 7 号）により、電子メールで下記アドレスへ送信する方法とします。口頭による質疑、照会は受け付けしません。

質問は、令和 6 年 7 月 30 日（火）まで受け付けます。

「様式第 7 号」を使用して企画課まで E-mail で送付してください。

E-mail アドレス hisho@city.komoro.nagano.jp

回答は、令和 6 年 8 月 6 日（火）までに市ホームページにて公表します。

9 公募型プロポーザル参加申込書等の提出方法等

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

② 業務計画書類提出票（様式第 2 号）

③ 業務計画書（様式第 3 号）

※ 業務計画書には以下を必ず記載してください。

ア 記念式典の形態概要

イ 準備スケジュール

ウ 配布物・記念映像の形態

エ スタッフ配置計画

オ その他（自由提案）

④ 収支予算書（様式第 4 号）

※ プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、算定した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を記載してください。

⑤ 業務に携わる体制図（様式第 5 号）

⑥ 業務にかかる過去の実績（様式第 6 号）

⑦ 会社概要又は会社概要パンフレット（写し可）

- (2) 提出部数 10 部
- (3) 提出期間 令和6年7月24日（水）から令和6年8月13日（火）午後5時まで（必着）
- (4) 提出場所 小諸市総務部企画課 秘書係
- (5) 提出方法 持参とし、他の方法は不可とします。受領時に受付票を交付します。
- (6) 留意事項 提出後の、提出書類の内容変更は認められません。
- (7) 参加辞退 参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、事前に企画課へ連絡の上、辞退届（様式第8号）を速やかに提出すること。

10 審査選考

(1) 業務実施候補者の選定

提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた者を実施候補者として選定します。プレゼンテーションは、1者あたり20分以内とし、時間を超過したところで打ち切ります。

(2) 審査基準

- ① 業務が確実に実施できる計画か。
- ② 70周年を記念する内容となっているか。
- ③ 経費は妥当か。
- ④ 小諸市を広くPRする工夫がなされているか。
- ⑤ 式典への市民参加が図られているか。
- ⑥ 一般来場者として市民が参加する工夫がなされているか。

(3) 選定結果

- ① 業務実施候補者の選定後、別途文書で通知します。
- ② 選考結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。

(4) 公募型プロポーザル参加申込書を提出した者が1者の場合にあって、提出書類及びプレゼンテーションによる審査選考を行い、実施候補者を選定します。この場合において、評価点が60点に満たない場合は、実施候補者とせず再度公募を行うものとします。

(5) 最も高い評価点数得た候補者が複数となった場合は、同点となった候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査委員が多かった候補者を第1位の受託候補者とする。

11 プレゼンテーションの開催

- (1) 対象者 公募型プロポーザル参加申込書を提出した者
- (2) 開催日時 令和6年8月26日（月）
（※時間・場所等については別途通知します。）
- (3) 費用 プレゼンテーション参加のための諸費用は、参加者の負担となります。
- (4) その他 マイクロソフト社のパワーポイント等を用いたプレゼンテーションを行う場合は、プロポーザル審査会当日までにスライドを印刷した資料を10部提出してください。
また、市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。
なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意しますが、パソコンは参加者で

ご用意ください。

1 2 審査結果の通知

審査結果は小諸市ホームページで公表し、企画提案書提出者には郵送により通知します。

審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

1 3 実施スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始、質問受付開始	令和 6 年 7 月 24 日（水）
質問締切り	令和 6 年 7 月 30 日（火）
質問回答	令和 6 年 8 月 6 日（火）
参加申込書、提案書締切り	令和 6 年 8 月 13 日（火）
書類・提案書審査	
審査会（プレゼンテーション）	令和 6 年 8 月 26 日（月）
結果発表（公表・通知）	令和 6 年 8 月下旬頃
契約締結	令和 6 年 9 月上旬頃

1 4 業務実施に係る手続き等

市と業務実施候補者は、実施に係る業務計画書により、実施方法を確定させた上で実施方法を決定します。

業務計画の内容は、実施候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、市と実施候補者との協議により最終的に決定します。

なお協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議することとします。

1 5 著作権の取扱い

今回の業務実施により実施者が制作した印刷物、映像等、成果物の著作権は、すべて小諸市に帰属します。ただし、実施者が従来から権利を有していた実施者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、実施者に留保するものとし、この場合、小諸市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとします。

1 6 その他

- （１）実施者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市と実施者が協議し、市が認めた場合に限り、第三者に委託又は請

け負わせることができるものとします。

- (2) 財政事情の変化、その他不可抗力等により、業務計画等の変更又は中止をする場合があります。
この場合、業務実施申込者に対して市は一切の責任を負わないものとします。

1 7 プロポーザル参加申込書等の提出・お問い合わせ先

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市役所 総務部 企画課 秘書係

電話 : 0267-22-1700 (代表) 内線 2356 E-mail : hisho@city.komoro.nagano.jp